

長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成24年3月13日

長野市監査委員	増山幸一
同	轟光昌
同	寺澤和男
同	小林秀子

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成21年度 包括外部監査 分

	指摘事項	平成22年度の措置状況	平成23年度の措置状況	担当課
<p>2 公有財産に関する個別問題 (5) 財産取得等に関する書類が保存されておらず、財産取得等の経緯が不明である財産 ①財産取得に関する書類が保存されていない財産</p>	<p>【上里健康スポーツセンター】（報告書77ページ） 借入部分について経緯を明確にし、借入先を明らかにすべきである。</p>	<p>旧鬼無里村との合併の際の引継ぎ時に、本件について、確認・調査を行っていなかった。 今後、登記簿により調査した土地所有者に経緯等を聞き、現所有者を確定し土地賃貸借契約等の手続きを行う。</p>	<p>地籍調査事業の調査区域内であるため、当事業において所有者から「不存在の承諾」を得て、登記を抹消する。 (平成25年度登記完了予定)</p>	<p>体育課</p>
<p>2 公有財産に関する個別問題 (11)所有権について疑問が存在する物件（所有権未確定地に関する事項を除く）</p>	<p>【長野運動公園】（報告書88ページ） 公有財産台帳兼公有財産異動報告書の日付は平成18年1月1日になっており、少なくともその時点では登記名義が長野市になっていない事実を認識していたはずであり、その後も放置されてきたことになる。相続で所有権が移転していたケースも存在する。 長野市以外の個人名義の土地の時価相当額は34,660千円（台帳価額として記載してある資産税課路線番号の金額で計算。平成21年正面路線価50,680円×683.9㎡。台帳ごとに特定の正面路線価から計算したものであり、各筆ごとに時価を計算しているわけではない）に達しており、早急に対応する必要がある。  長野市以外の個人名義の土地については、登記名義人（相続があれば相続人）に対して所有権移転登記手続請求をすべきである。 売買で長野市が取得しているにもかかわらず登記できないまま現在に至っている事態は書類の管理、保管、引継ぎなどに問題があると言わざるを得ない。</p>	<p>近接している土地の所有権移転登記日から判断すると、昭和36年頃当該施設の土地売買が行われている。 施設用地内の個人名義の土地については、売買契約はされたものの、何らかの理由で登記がされていないものと推定される。 今後、書類の所在の再確認及び、土地所有者等から事情聴取を行い、所有権移転登記を進める。</p>	<p>書類の所在の再確認を行ったが所在不明。登記簿等の調査により土地所有者等から事情聴取を行い、所有権移転登記を進める。</p>	<p>体育課</p>
<p>1 本社経費について (3) 監査の対象とした施設ごとの本社経費の内容、計算方法の具体例と問題点</p>	<p>（長野市宮城山市民プール他5施設）（報告書167ページ） 比率を3倍にしている結果、当該施設の本社経費の当該施設の収入合計（施設利用料収入やそれ以外の指定管理料等の合計）に占める割合が20%に達している。具体的には指定管理者の当該施設における収入合計38,550,865円に対して本社経費を7,710,173円も計上していることになる。この金額は当該施設の人件費13,133,124円の58.7%に達する金額である。 比率を3倍にしている理由として気象変動のリスクが大きいためとされているが、実際には当該施設の収入合計のうち気象変動の影響を受ける施設利用料収入の割合は小さく、大部分は固定金額で市から支払われているので、気象変動のリスクは大きくない。そもそも気象変動リスクの問題と本社経費の負担の問題は関係なく、気象変動リスクを根拠として毎期の本社経費の負担割合を3倍にするのは妥当でない。 同じく比率を3倍にしている理由として、短期間の人材集中のための管理費増とされているが、指定管理者は施設に関係する費用はすべて製造費用として計上している。たとえば本社等からの応援人件費についても、交通費はもとより、指定管理者の給与規定に基づく日当もすべて製造原価（本社経費以外の各費目）に計上している。経理関係の人件費も製造原価に計上している。したがって当該比率を3倍にする根拠にはならない。</p>	<p>指定管理者自身の売上高（総額）に対する販売費及び一般管理費（総額）の比率を算定し、この比率を3倍にした数値を指定管理者の当該施設に関する売上高に乗じた金額を上限にして定め、その範囲内で本社経費を計上していることについては、指定管理者からの説明を受けるなかで、当該事業者が受託している他市の屋外プールも同様であり、また、気象変動リスクに対応するために必要な経費として承認したものである。 今後、本社経費については監査の結果を踏まえ、気象変動リスク等の検証などについて指定管理者と協議を行う。</p>	<p>本社経費の取り扱いについては、平成22年5月に行政管理課からの「平成22年度指定管理者制度モニタリング評価の実施について」の中の「本社経費の取り扱いについて」に基づき、平成23年度の予算から対応している。</p>	<p>体育課</p>